私が体験した英米の医療の実態（2・米国編）

大村市医師会　会員　廣田　正毅（元、在アメリカ日本国大使館参事官兼医務官）

２年前のことである。当時アメリカに住んでいた私は、ひどい腰痛に悩まされていた。しかし、我慢に我慢してアメリカの病院にはかからず、日本に一時帰国するのを待って、近所の整形外科に転げ込むようにして受診した。レントゲン写真を２枚撮ってもらって、支払った金額は約１、８００円であった。

ところで私は、留学と海外勤務を合計するとアメリカに６年、イギリスに４年住んだ。研究も仕事もすべて医学に関係することばかりだったので、医学英語に関しては、少しはましだと思っている。しかしその私が、である。腰痛の苦痛を我慢してアメリカの病院にはかからず、帰国を待って日本の病院で診てもらったのである。英語で受診するのを嫌がったわけではない。ましてや、アメリカの整形外科医のレベルが日本に比べて劣っているからでもない。理由は、これからの本文を読んでいただければ、ご理解いただけるであろう。

さて、ワシントンＤＣの日本大使館に勤務していた時のことである。会計担当のＴ氏が突然に胸の痛みを訴えた。狭心症を疑い、私は彼をワシントンＤＣ内の病院へ連れて行った。検査で心臓の血管が狭くなっているのが分かり、翌日、別の病院に転院して、狭くなった血管を広げる治療を受けた。手術ではない。これは、たとえば大村市内の病院でも頻回に行われているような比較的簡単な治療法である。Ｔ氏は、異なる病院に合計二泊して検査と治療を受けたのだが、支払った金額は日本円にして、なんと４３０万円であった。

私自身もワシントンＤＣで眼科、歯科、皮膚科の各開業医と、大学病院の内科（１泊検査入院）にかかったことがある。診断名は、眼科はドライ・アイ、歯科は虫歯、皮膚科は接触性皮膚炎、内科は睡眠時無呼吸症候群で、いずれも診察と検査だけであるが、それぞれに、およそ２５、０００円、１３、０００円、１２、０００円、３３０、０００円（全額自費）を支払った。一番腑に落ちなかったのは皮膚科である。全身の皮膚をさっと見渡すだけの、わずか数分間の診察で、１２、０００円の診察料を請求された。自由診療ともなると、医療費はまさに自由に高額となる。

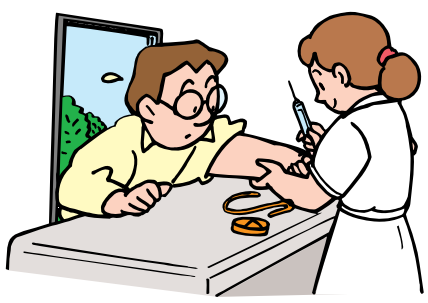

ところで、アメリカにも医療保険はある。しかし一般の人が加入できるのは、日本の国民保険だとか共済保険のような公的な保険ではなく、私的な医療保険である。保険料は会社（個人）と保険会社との交渉によって決まる。そして驚くべきことに、払う保険料に応じて受診できる医師が決まっている。保険に加入すると、受診可能な医師の名前が記載された名簿が手渡され、病気した時には、その中から医師を探さなければならない。名簿以外の医師にかかりたければ、その保険は利用できないので、全額自費となる。当然、高名で優秀な医師は医療費が高いので、安い保険料を払う人の医師名簿には載っていない。

そしてさらに、このような事態も生じている。裕福で、普段から健康に注意するような人が勤務している会社（個人）と契約する場合には、保険会社は保険料を安くする。なぜなら、このような人達はあまり病気にかからないので、医師への支払が少なくてすむからだ。しかし、貧困者が多くて病人が多く出そうな会社に対しては、高額な保険料を設定している。

さらに驚くべき裏話は、医師と保険会社が「契約」を結んでいることである。医師への支払金が安ければ、それだけ保険会社は得をすることになる。そこで、たとえば盲腸（虫垂炎）の手術の場合、未熟なＡ医師には５０万円、経験豊かなＢ医師には１００万円を払うように保険会社が医師と「契約」を結んでいるとすると、安い保険料を払う人の医師名簿にはＡ医師だけが載っており、Ｂ医師の名前は載っていない。一方、高い保険料の人の名簿にはＢ医師も載っているので、患者は当然Ｂ医師を選択することができる。すなわち金持ほど安い保険料で質の高い医療が受けられ、貧乏人ほど高い保険料を支払って質の低い医療しか受けられないという誠に理不尽な構図が出来上がっているのである。もちろん最貧層には社会保障がカバーしている。しかし高い保険料が払えない中間層の人たちは、安い保険料では十分な医療も受けられないことを理由に、医療保険に加入していない人も多い。

英米に十年間居住してきた私が申し上げる。患者にとって日本ほど医療に恵まれた国はどこにもない。冒頭、私が診察を受けた整形外科での支払いは、３割の自己負担で、わずか１、８００円であった。金額だけではない。それは英米に比べ、心の行き届いた、極めて親切な、そして満足のいくものであった。このように、国民の全員が医療保険を利用できて、しかも安くて質の高い医療を受けられる国が、いったい、ほかにはどこにあるだろうか。英米をしのぐ素晴らしい日本の医療制度を自由診療の名のもとに崩壊させてはならない。

編集後記

大村市医師会　理事　田崎　賢一

医師会便りも第3号となりました。開かれた医師会という活動方針のもとに、我々と市民の皆様の距離を少しでも縮めようと、1号では大村市医師会の概要をお知らせし、2、3号では医療の制度について考えていただく材料を提供してみました。素人の企画で果たしてどのくらい読んでいただいているのか、気になる所です。

さて、いま我々の間で関心の高いできごととして、福島の県立病院で胎盤癒着の帝王切開手術で患者さんが亡くなられ、執刀医が逮捕されたというニュースがあります。患者さんに対して殺意をもって行った行為であるわけもなく、また経験・技術の未熟さに起因したものでもないようです。ほとんどの産科医が一生の間に一例経験するかしないかという非常にまれな状態を予測することは難しく、最善を尽くしても救命できない事もあり得る状況だそうです。

こういう状況でも医師が警察によって逮捕され、マスコミでは凶悪犯罪と同列に扱われる、という事態に強い違和感と危機感を抱いております。皆さんはどのように考え、感じられたでしょうか。そこにギャップが存在するとしたら、少しでもそこを縮めていくことも広報の役目かと考えます。

医師会便りは新年度も引き続き発行して行くことになりました。今後ともよろしくお願い致します。